

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 7 年度第 1 回朝霞市緑化推進会議	
開催日時	令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで	
開催場所	朝霞市民会館 会議室（梅）	
出席者の職・氏名	出席委員 1 6 人 古賀会長、堂本副会長、高堀委員、増田委員、鈴木勝浩委員、渡辺貴子委員、大橋委員、渡辺淳史委員、藤井委員、青木氏（本多委員代理）、高橋委員、森委員、柴野委員、山本委員、田島委員、大貫委員 事務局 9 人 松岡都市建設部長、まちづくり推進課：村沢審議監兼部次長兼課長、開発建築課：塩味都市建設部次長、みどり公園課：松下課長、四方田課長補佐、鈴木係長、伊藤主事 （株）地球スケッチ：山下、甘粕	
欠席者の職・氏名	なし	
議題	（１）みどりの将来像について （２）施策の体系について （３）グリーンインフラの地域別カルテについて	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項	なし	

会議資料

- ・ 令和 7 年度 第 1 回朝霞市緑化推進会議 次第
- ・ 資料 1 みどりの将来像について
- ・ 資料 2 施策の体系について
- ・ 参考資料 1 令和 6 年度第 4 回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針
- ・ 参考資料 2 生物多様性市民懇談会 要点記録
- ・ 参考資料 3 みどりの基本計画策定支援業務工程表

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回朝霞市緑化推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、また、大変お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会の出席委員でございますが、総数16人中15人でございますので、朝霞市緑化推進条例施行規則第12条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、事務局席に「みどりの基本計画」の策定支援業務を受注された株式会社地球スケッチの山下様にも御参加いただいておりますので、御承知おきください。

なお、代理出席者の方につきましては、審議会の定足数に含めないこと、議決権を付与しないこと、謝金及び旅費を支給しないこととして、その運用を要綱に定めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、議題審議に入る前に、委員の交代がありましたことを御報告いたします。

前回会議まで委員を務めていただきました、朝霞第五中学校長の鈴木香織様が市内の学校に異動されたため、新たに、朝霞第二小学校長の渡辺貴子様に委員を務めていただくことになりました。よろしくをお願いいたします。

なお、委嘱書は、本日議場にて配付させていただきますので御確認ください。

それでは、これからの議事進行につきましては、古賀会長にお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○古賀会長

皆さん、こんにちは。

冒頭にもありましたが、大変暑いですね。まだ、梅雨明けをしてないのですが、梅雨が明けたような暑さといいますか、梅雨がいつあったのかなと思うような天気が続いております。九州とか中国とかあの辺は、もう6月中に梅雨が明けたということで、関東ももうそろそろなのかな、通常よりも半月以上早く梅雨が明けるのではないかと思います。

雨の降り方も近頃どんどん変わっていて、昔なんか梅雨といったら、しとしととかそういった言葉がすごく似合っていると思うのですが、近頃降る雨というのは、ザーザーを超えたような雨が、すごい勢いでゲリラ豪雨という名前も付いたような雨が降っているような状況です。

こういった中で、やはり、どれだけその水をかん用できるか、それこそ今回の議題にあるグリーンインフラというのが、すごく重要になってくると思いますので、今日この場でも、もっと朝霞市のそういったことを深く知った上でですね、これからどうやっていこうということを皆さんと議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に移らせていただきます。

次第に従って会議を進めたいと思いますが、この会議は、原則公開の立場をとっております。本日、この会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる際は、傍聴人の入室を許可したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局、傍聴者の確認をお願いいたします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

現時点で傍聴希望者は、いません。

○古賀会長

はい、ありがとうございます。

それでは、会議の途中からも、傍聴者の入室につきましては、その都度、皆様の了承を得ることなく、事務局で傍聴者を入室させますので御了承ください。

続きまして、本日の配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、本日の会議資料について確認させていただきます。

事前配付した資料につきましては、6点ございます。

まず、本日の次第。資料1、「みどりの将来像について」。資料2、「施策の体系について」。こちら、A3ですね。続きまして、参考資料1、「第4回朝霞市緑化推進会議の主な意見等対応方針」。参考資料2、「第3回生物多様性市民懇談会 要点記録」。参考資料3、「朝霞しみどりの基本計画策定支援業務工程表」、こちらもA3のものになります。

なお、次第に記載のあった、資料3「グリーンインフラの地域別カルテについて」ですが、資料の配付ではなく、概要の説明を口頭で行います。配付なしとなりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、机上配付しました資料としては、「委員名簿」「質問票」になります。

資料は、おそろいでしょうか。もし、不足等あれば挙手でお知らせをお願いいたします。

では、資料の確認は、以上となります。

○古賀会長

ありがとうございます。

では、議題に入る前に、初めての方もいらっしゃるしますので改めて御説明いたしますが、この会議で検討しております「みどりの基本計画」は、都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画として定めるものであり、朝霞市における「みどり」の将来あるべき姿と、それを実現するための方法等を示す重要な計画となります。

令和6年度から2か年をかけて審議し、令和7年度中に、計画案の答申を行うこととなりますので、皆様と活発に議論していければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

◎2 議題 (1) みどりの将来像について

○古賀会長

「議題(1) みどりの将来像について」、事務局から説明をお願いいたします。

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

それでは、資料1「みどりの将来像について」、御説明いたします。

「みどりの基本計画」では、将来の目標像として「みどりの将来像」を設定することになっております。本日は、「みどりの将来像」における基本理念、基本方針の柱立てを御説明いたします。

1ページ目では、計画策定に向けた視点を整理しています。左の表には、昨年度の現況調査から整理された課題を示しています。表の内容としては、緑地の保全、都市公園の整備、都市緑化、これらを推進するための支援策や普及啓発に関わる事柄が課題として整理されております。

特に、「ア. みどりが持つ多様な機能を活かして、まちづくりや地域の課題に対応すること」については、みどりのまちづくりの潮流を踏まえたグリーンインフラの視点を課題として位置付けています。

また、「ケ. 多様な市民が参加し、連携・協働しながら、公園緑地の利活用の促進を図ること」から、「シ. 農業体験や自然観察、ハイキングなど、自然とのふれあいの機会の充実が必要」については、担い手の育成・拡大・連携を進めていくべきという視点と、市内に社会資本として蓄積されてきた公園や緑地などを柔軟な考え方で使いこなしていく内容を課題点として位置付けています。

これらの本市におけるみどりの課題から、三つの計画策定に向けた視点を導いています。

「計画の視点 1」とし、「暮らしを支え、豊かにするみどりを整えること」、「計画の視点 2」として「みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげること」、「計画の視点 3」として「みどりを楽しむ暮らしを広めること」、以上を計画の視点として設定しました。

2ページ、「2. みどりの将来像の検討」を御覧ください。

第6次朝霞市総合計画基本構想における将来像である「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち朝霞」、これに三つの計画の視点を合わせ、「みどりの基本計画」の基本理念を設定いたしました。

総合計画基本構想における将来像の「だれもが誇れる」は、本市におけるみどりのプライドとして、「朝霞らしい郷土の風景 武蔵野の面影を感じさせる豊かなみどりや水辺」が該当すると考え、「朝霞らしいみどり」としました。

また、「暮らしつづけたいまち」を実現するため、三つの計画の視点から、みどりのまち作りを進めていく流れとしていますが、これを簡潔に変換した言葉として、「みんなで育み」「暮らしに生かすまち」としました。

また、みどりの将来像を実現するため、取組の柱となる三つの基本方針を設定しています。

三つの基本方針は、三つの計画の視点に合わせて設定しています。

一つ目は、「暮らしを支え豊かにする朝霞らしいみどりを整える」とし、内容としては、「みどりが持ついろいろな機能をまちづくりに「上手に生かしていく」視点を取り入れ、みどりの保全、創出、管理を進め、朝霞らしいみどりを大切にし、みどりの質を高め、豊かにしていきます。」と設定しています。

二つ目は、「みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる」とし、内容としては、「先人の営みによって蓄積・継承されてきた「みどり」、様々な目的でこれらのみどりに関わる「市民やグループ」とその「ノウハウ」。これらは、朝霞市の「みどりの財産」です。これからは、この「みどりの財産」を育て、柔軟な考え方でつなげ、生かしていきます。」と設定しています。

三つ目は、「みどりのある暮らしを楽しむ」とし、内容としては、「みどりの価値やみどりと暮らす豊かさを多くの人に知ってもらうとともに、みどりを楽しむ暮らしを広めていきます。」と設定しています。

また、それぞれの基本方針の柱立てからつながる形で、三つの指針を設定する方針で考えております。現在は、カタカナで「グリーンインフラ指針」「グリーンマネジメント指針」「グリーンプロモーション指針」としてありますが、カタカナではなく、もう少し平易な言葉で、日本語として表記した方が良いのではないかと考えておりまして、その表現につきましては現在検討しておりますが、資料2の方で、今その候補を検討しているところでございますので、指針の表記につきましては、資料2の方で説明させていただきます。

資料1の説明は、以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

資料1について、事務局から説明がありましたが、何か御意見や御質問等あれば、挙手にてよろしくをお願いいたします。

田島委員。

○田島委員

この資料1に関しましては、非常に枝葉末節な部分なのですが、一度御検討いただければと思います。幾つかあるのですが、まず、「1. 計画の視点」の1行目、「暮らしを支え、」と句読点の読点が入っていますよね。そして「豊かにするみどりを整えること」と。これ、2ページ以降の計画については、読点が入ってないんですよ。文章的には、これは読点を外した方が分かりやすいような気がいたします。「暮らしを支え豊かにするみどりを整えること」と。「暮らしを支え、」とここで切ると、何かちょっと違和感があるなと。先ほど言いましたように、2ページ以降の部分では、これは読点が外れていますので、統一された方がよろしいのではないかと思います。

それから、右側の「計画の視点」の1、2、3ですけども、ここでも読点が入っていますよね。「整えること」「つなげること」「広めること」とありますが、この「こと」というのは、私は要らないのではないかなと。ない方が、視点としては分かりやすいかなというふうに思いました。

それから、左側の「課題の整理」ですけども、「ア.」の部分ですね。真に枝葉末節な話ばかりで申し訳ないのですが、「みどりが持つ多様な機能を活かして」とありますが、「て」は、私は外した方がいい。言葉としては、何かスムーズな感じで良いのではないかなと思いました。

それから同じく下の方に「ケ.」とありますが、「多様な市民」と。多様な市民というのは、少し違和感があります。「多くの市民」で素直に表現したら良いのではないかなと思いました。

2ページ目ですが、やはり、ここにも「計画の視点」で、先ほども申し上げましたように、「こと」と入っていますよね。ここには、読点が抜けております。読点は外した方が私は良いというのと、「こと」も外した方がいいと思います。

それから下の方、「基本方針」ですけども、「暮らしを支え」の部分ですね、1行目。「上手に生かしていく」って、この辺も何か「上手」は要らないのではないかなと。「まちづくりに生かしていく」で、シンプルにやった方が良いのではないかなと思います。

それからその下、「みどりを支える」部分ですね、2行目の右の方ですが、「市民やグループ」とその「ノウハウ」。これらは朝霞市の」とありますが、これも何か流れがよくないので、私、個人的には「ノウハウは朝霞市の「みどりの財産」です。」と言った方が、非常に分かりやすいのではないかなと。何度も一応読み込んだのですが、私の結論は、そういうことでございました。非常にささいなところですが、よろしくお願いいたします。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますか。

大貫委員。

○大貫委員

それでは、全体の構成の話になるのですが、まず、この三つの視点の2のところ、「みどりを支える仕組みや担い手」というところ、ちょっと私、思い浮かべると、農業従事者とかはここに入るのかなというふうに考えたのですが、2ページ目の下の三つに分類されたところでは、何か市民活動やグループみたいな視点で書かれていますし、片や、1ページの左側の「ア.」から「シ.」に分けてあるところだと農業とかは「イ.」のところにあるのですが、ここら辺は、どこに分類するというような感じで捉えられているのでしょうかという質問です。

○古賀会長

ありがとうございます。

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

ありがとうございます。「課題の整理」のところから「計画の視点」1、2、3を導いておりますが、全てのメニューは、今、農業振興に関わる内容が課題のところ「イ.」に入っていたり、「ク.」や「ケ.」に関わっていたりということがあると思いますが、それを今「計画の視点」の中でどこに入るのかというのは、施策の内容を踏まえて今整理しているところですが、どちらかといいますと、みどりを今後保全していくといった、空間を扱うような事柄に関しましては、視点の1の方に入ってくると。視点の2は、どちらかといいますと、農業の振興に関していきますと、農業振興の支援策ですとか、そういったソフトの施策に関して、視点の2の中に入れていきたいなと今のところ考えておまして、どちらかというハードな内容を視点1、ソフトの内容を視点2の中に入れていきたいと今考えております。

なかなか、網の目のように施策というのは複雑に絡み合っておりまして、簡単に綺麗に整理できない部分もあるかもしれませんが、基本的には、グリーンインフラ、みどりの機能を発揮させるような、多面的な機能を発揮させるような事柄に関しては視点の1、それを制度とか支援策とかそういったソフトの面で支えていく内容を視点の2の方で取りまとめていきたいなと今のところ考えております。こういった御指摘は、大変参考になりますのでありがとうございます。

○大貫委員

ありがとうございます。

○古賀会長

ほかに、御意見ありますか。

恐らく、先ほど山下さんから話があったように、資料１と資料２は関連性があるので、続きまして資料２の説明もいただいて、もし、それでまた振り返りで資料１の内容の質問があれば、一緒に受けるという形でよろしいでしょうか。

そうしましたら、その次の説明の方、お願いいたします。

◎２ 議題 （２）施策の体系について

○事務局・四方田みどり公園課課長補佐

それでは、資料２「施策の体系について」御説明いたします。

１ページ目、施策の体系に先立ちまして、「計画の構成案」を示しています。

左側から頭は「みどりの将来像」となり、順に「基本方針」「みどりの指針」「実現のための施策の方針」「地域別計画」「緑化重点地区計画」の構成で検討しています。

「みどりの指針」として、基本方針に合わせて上から、グリーンインフラの多面的効用の指定によるまちづくりの指針として、「みどりのチカラを上手に生かす指針」、先ほどの２ページにありましたグリーンインフラ指針、カタカナだったものをなるべく伝えやすいようにということで日本語の方に表記を変えております。その次が官民連携、部局連携、広域連携、フォローアップ等に係る内容を「みどりを支える仕組みの指針」、その下が、内外への本市のみどりの魅力発信や官民連携の機運向上等の内容を、「あさかのみどりの魅力を楽しむ指針」として記述しております。

また、計画の名称ですが、一番上の部分に記載しております「朝霞市グリーンインフラマスタープラン」といった計画の名称そのもの、若しくは副題とすることなども御検討いただければと思います。

２ページ、３ページには、「施策の体系」の案を示しています。

表の構成ですが、２ページを見ていただきまして、左から、「基本方針」「施策の柱」「基本施策」「個別施策」「補足」につきましては具体的な施策の内容、「所管課」、継続施策か新規施策かの別、一番右の青い数字は、昨年の現況調査において抽出しました課題の視点の番号との対応関係を示しています。この青の番号の内容は、資料４ページのところに再掲資料で示しています。

２ページに示す施策は、主にハードに係る施策となります。

「１－１樹林地の保全」から「１－３水辺の保全」はみどりを保全していく取組としており、１－４は、公園整備に係る内容、１－５は、道路・河川に係る取組、１－６は、公共施設と民有地の緑化に係る取組となっています。

3 ページを御覧ください。施策は主に、ソフトに係る施策となっております。

「2 みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる」では、みどりを支えるための人材育成とその仕組みづくり、そして生き物調査といったデータの活用と財源の確保といったものになります。

「3 みどりのある暮らしを楽しむ」では、みどりを楽しみながらイベントに参加する、ボランティアやみどりを楽しむこと、参加することでみどりの魅力を感じてもらえるような取組となっております。次期「みどりの基本計画」の計画期間は10年としているため、現時点で実績がない施策についても政策動向を踏まえ、記述しております。

補足のところを見ていただきますと、イメージが分かるもの、分からないものがあるかと思うので、もし、分かりづらいところとかそういったもの、疑問点などありましたら御意見頂きたいと思います。

資料2の説明は、以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

恐らく、先ほど地球スケッチ山下さんから話があったように、資料1と資料2というのはかなり関連性がある内容になっておりますので、併せて御覧になって、先ほどの質問の内容も、逆に資料2を見たら何となくどこに当てはまるのかなと分かる部分もあると思いますので、その辺でちょっと資料1、資料2併せた形で御質問等あれば、お願いいたします。

大貫委員。

○大貫委員

先ほどの質問と関連した内容になってくるのですが、3 ページの基本方針の「2 みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる」というところで、実はですね、都市計画審議会の方のまちづくりサロンに、私、内間木地区の方で参加していたのですが、そこで出てきている意見とか、参加されている方の危機感というのは、ちょっと共有する機会があったのですが、まず、内間木地区の営農者がすごく減少していると。それに伴い、担い手がいなくてももちろん農業をやらないということになれば農地が減少する。これは、幾つか理由があって、内間木地区はやはり住みづらいというところもあるのですが、ここに出てきている、住みやすいんぬんというところとはちょっと逆行しているところなのですが、住みづらいというところもあるのですが、ポイントとしては、まずは、収益性が農業で得られないというところと、あと世代交代していく中で相続という問題が出てきて、どうしても跡継ぎになるには、収益性もそうですし、相続税というものもありますし、どうしてもそこから離れる、農業から離れるという世代が多くなっていると。農業から離れるという

ことになる、まず農地は持て余すので何かに転用しようという話になってしまうんですね。

そこであったのが、世帯数が減っているというのもあるのですが、世の中には農業をやりたいという人がまだまだいらっしゃると思うのですが、ちょっと法令的なところで、なかなか農業の入るというのはハードルが高い部分がありますので、そこら辺のところを行政が介入して、例えば営農従事希望者を受け入れる何か体制だとか、その取り次ぐ方法だとかというのをやっていくというのが、この「みどりを支える仕組み」になるのではないかと。

もう一つは、農地、これはなかなか売買するのが難しいというところがあると思うのですが、売買するのか、持ったまま誰か営農者に貸すのかというところがあると思いますが、その農地をほかの方に農業を営んでいただくために取り次ぐ、そういった役目も行政がやるべきではないかと思うんですね。

今の内間木地区の本当の危機感というのは、どうしても農地が、昔、私が子供の頃は、そこら中が田んぼで、そこに雑木林があって、農家の家があるという状況だったのですが、現状は、資材置き場、トラックの駐車場、そんなものにどんどん置き換わってしまっているんで、みどりを残すという視点であれば、やはりこの内間木地区に限っていえば、農業に従事している方をそのまま農地を残していけるという施策をしていかないと、ちょっと危ないんじゃないかというところがあるので、施策として「みどりを支える仕組み」というところに何かこう入れていただきたいです。

ここを見ると「みどり公園課」とありますが、行政が何かをやりたいということではなくて、今ある農地を残す政策ということになると、産業振興課が対応していくということになるのかなと思いますので、その辺の御検討をお願いします。

○古賀会長

ありがとうございます。

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課課長補佐

2ページの方にですね、「農地の保全」ということで、今、大貫委員がおっしゃったような、例えば「都市農地の貸借円滑化」であったり、「市街化調整区域内農地の保全」といったものがハードの取組としてありますので、これを担い手ということで3ページの方に再掲するといったようなお話でよろしいですかね。こちらの方も検討したいと思います。

○大貫委員

これは、今もある制度ですか。私の意見としては、今ある制度が十分活用できていないのであれば、そのアピールをしなくてはならないですし、その制度で十分ではないという、今やっていて十分でないのですから、何かそこにプラスアルファのアクションを起こさないと、もう待ったなしの

話かなと思いますけれども。

○古賀会長

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課課長補佐

所管課と調整いたしまして、そちらの方、検討したいと思います。

○大貫委員

よろしくお願いします。

○古賀会長

ありがとうございました。

ほかに、御意見ありますか。

高堀委員。

○高堀委員

今、大貫委員からすごく大事な話があったと思いますが、今日は、産業振興課が来ていませんが、明らかに朝霞市の緑地であるとか農地がもう減っているというのは、この一番最初の資料ですね、「朝霞らしいみどり」というのですが、私は、七小、二中出身で、七小というと朝志ヶ丘の奥に森公園という一団の森があったんですね。ところが、そこが伐採されてマンションが建ってしまう。あそこは、七小、二中の生徒、児童にとっては、結構心のふるさとというか、あそこで遊ぶことが本当に日常だったので、ああいう一団のみどりがなくなってしまう、緑地がなくなってしまうというのは、非常に残念だったなと思います。

今、私議員になって見てみると、もうどんどん緑地が少なくなっている。せめてもの救いが、黒目川であるとか新河岸川がという、川があるということがせめてもの救いということで、緑地がだんだんと少なくなっている中で、要するに、一つは、相続が発生した場合に農地を手放さざるを得なくなるということと、もう一つは、農業そのものが余りもうからないんだと、収益性がなくて、自分の子供に余りやらせたくないみたいな、そういう話が、今、大貫さんの話で垣間見えたのではなかと思うんですね。そういうことをケアしていかないと、「みどりの将来像」といってここで一生懸命皆さん集まって検討していますけれども、緑地率の減少を見ていくと、一番大きなところは農地というところが出ていますので、毎年毎年、東京ドーム1個分の農地がなくなっている今、この朝霞市で、ここの部分の減少をどうやって食い止めていくんだということを、執行部の方から方向性を出していただかないと、「みどりの将来像」が見えないぞということなんですね。その辺をどのように考えているのかを、お伺いします。

○古賀会長

ありがとうございます。

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課課長補佐

非常に大きなテーマで、なかなかこの場ですぐ即答というのが難しいところだと思います。国の政策であったり、農業委員会の方でも、また別の農業部局の方でも取組をそれぞれやっている中で、「みどりの基本計画」の中でどこまでうたえるのか、その辺はちょっと庁内の方で相談しながら、盛り込めるところ、朝霞のみどりといえ、おっしゃるように元々あった田畑、そして黒目川であったりとか緑地、そういったものが多い。そのうちの半分というか田畑の部分、ボリュームがあるかなと思うのですが、「みどりの基本計画」の方でどこまで踏み込めるかというところは、ちょっと今後、庁内検討委員会の方で相談しながら、どこまで盛り込めるか進めてまいりたいと思います。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

先ほど、例えばという話が出ていたと思うのですが、農地の賃貸借ですね。「都市農地の貸借円滑化」ということがあるんですね。恐らく、10年ぐらいたつと思うのですが、朝霞市で貸している耕作面積がどれくらいあるのか、それから、借りている耕作面積がこの10年間で例えばどういふふうに変わってきたのかというのは、それは把握されているんですか。

○古賀会長

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課課長補佐

本日すいません、そちらの資料の方は把握しておりません。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

傾向だとかは、つかまれていますか。数字として把握はしていなくとも、どうも増えているのではないかなという、そういう傾向とかは、担当課として把握されているのかどうかお伺いします。

○古賀会長

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課課長補佐

すいません、農業委員会の方で把握になると思います。こちらの方では、把握の方は分かりません。すみません。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

では、続けて。この２ページ目の「特別緑地保全地区の指定」ということと、それからもう一つその下に「保護地区・保護樹林制度の運用」ということで、「拡充」「継続」ということで書かれていますけれども、これは、非常に大切な視点だと思ってしまして、例えば相続が発生するような緑地だとか農地というのを、何らかの方法で防ぐ方法がないかと考えたときに、一つはこういう特別緑地保全地区の指定ののだとか、あるいは、ここの下の５番目にある景観法ですか、こういったもので応用して土地を守っていく、農地を守っていくということなのですが、そこらの辺の取組をもう１回、具体的に説明いただいてもよろしいでしょうか。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

今、高堀委員がおっしゃられた特別緑地保全地区の指定ですが、保護地区・保護樹木なのですが、例えば市で借り受けたり、市で所有している緑地、もちろん民地の方が申請をして、うちの方で条件が満たされれば、緑地の地区として認めているところがある状況で、本当に僅かながらの管理費というのを、民地だった場合はお出しして、その緑地を健全に継続して緑地でいられるように、本当にごく僅かな費用なのですが、補助しているような制度の内容でございます。

保護樹木の方も同じような形で、大きさ、幹回りの条件があるのですが、その条件が満たされれば、所有者の方が保全していきたいので少しお手伝いしてもらいたいというお声があれば、うちの方で確認して、条件がそろえば指定して、そちらも維持管理費、僅かではあるのですが補助して、なるべくみどりを継続して守っていただけるような補助はしているところです。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

すいません、補足させていただきます。

みどりを守る制度の中で、「特別緑地保全地区制度」というのが最も強力な制度となっております。これは、どういうことかといいますと、例えば管理のサポートとか補助とかそういった部分もありますが、特別緑地保全地区は、それを指定しますと所有者から買取りの請求があった場合は、市や県がそれを買取るということですね。お金、その土地を買取るというところまで補償するということです。最も強力。都市公園を作るのと同じぐらいの、その土地の担保性があると

ということになります。最も強力な制度だということをお伝えします。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

具体的に心配している点をいうと、例えば根岸台に里山がありまして、そこは、ある部分までは里山として行けるのですが、途中から民地というか、相続が発生する可能性がある部分があると。そうすると、非常に良い環境の場所が、あるときそこが急にコンクリートの壁ができて、せっかくの里山が、環境が崩れてしまうという状況なんですね。それを具体的に抑止するというか、保全していく方法というのは、あるんですか。今、市として例えばその土地を買うというのは、現実的には無理だと思うんですね。県で買えるかといったら分からないですけども、非常に土地そのものが高いですから、市の財政では今のところ無理なところで、それは保全できるのかどうかお伺いします。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

市の施策に関わることにしましては、私、ちょっと発言できませんが、一般的な制度的な話でいきますと、先ほどお話ししましたように、特別緑地保全地区が最も強力な保全施策となりまして、その分、財政的な費用の補償がないといけませんので、簡単にその施策を打つことも、軽々しくはできないと思うんですね。

ただ、国の方も、そういったみどりが日本の国土から、都市近郊のみどりがどんどん少なくなっていく現状に対して課題だと認識していきまして、できるだけサポートしていこうと。そのときに、昨年の都市緑地法の改正で、いろいろサポート、若干ですけども手厚くなりまして、例えば市がそこで購入するとなると2分の1の補助を出すよということもありますし、あとは、分割で、代理で例えば国の機関、例えば都市緑地機構というところが代わりに購入して、例えば10年で費用を住宅ローンみたいな感じかもしれませんけれども、分割で払うような仕組みを作ったり。ただ、気を付けなければいけないのは、分割で支払う場合は、その際には2分の1の補助は入らないというようなこととか、補助を受けるためには、市で購入しなくてはいけないとか、そういった細々したものがあります。

あと、特別緑地保全地区に指定したときに、どうしても量的な、その区域に関しては法で守られるのですが、管理が行き届かない。どんどん木が成長して大径木になって老木化して、シイやコナラとかそういったものには、ナラ枯れのリスクもどんどん高まってきて、どんどん森が荒廃していくということがございます。ただ、その部分も国の方では新しいメニューを作りまして、機能維持増進事業というのを創設して大径木を伐採する、これはお金が非常に掛かるものでして、そういっ

たものにも補助を出しますといった制度が今回できました。国の方も、まだまだ市の方で費用的なことを考えなくてはいけない現状は変わらないのですが、国の方も少しずつ制度を充実しつつあるといったところがあります。

財政的な裏付けがなく、特別緑地保全地区に指定するという球が打てない状況が続く中で、開発が進んでしまう心配はありますので、「みどりの基本計画」で、“市としてこの地区の保全を検討します”と発言・発信し、財政的な裏付けができるまでの時間を稼ぐことも検討すべきではないかと考えています。

すいません、ちょっと十分でない説明かもしれませんが、補足させていただきました。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

市として、そういうことを発信して大丈夫なんですか。保全していく地域なんですよということを、方向性であるにしても、でも、そういうことを言われた所有者は、売却とかを渋ってしまうわけですから、保全していく気持ちは確かにあるのですが、市がそういうことを中途半端に発信して、所有者の売却が滞るような状況を生んでしまうというのは、市としてはできないのではないですか。どうですか。

○古賀会長

松下課長。

○事務局・松下みどり公園課長

今回の計画の策定を今進めております中で、相手方の不利益が発生することは、当然あってはならないことではありますが、ただ、朝霞市全体の考え方として、みどり全体を、緑化の推進であるとか、そういう保全に向けて今動いているといったことを、例えばホームページ等で公開することについては、行っていくべきではないかと考えています。

以上です。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

ここの「継続・新規」の「新規」というところですね。「(1) 樹林地・樹木の担保性の向上」の「⑥市民緑地制度等の活用」「都市緑地法による保全制度」「みどり公園課」「新規」ということで、新規の意味がちょっと分からないのですが、お伺いします。

○古賀会長

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

この市民緑地制度というのは、国の公園緑地制度の中にある制度で、現在、朝霞市では実績がありません。全国を見渡せば、民有地を対象とした事例があり、公園のような形で市民が利用できるものです。

この「みどりの基本計画」は、10年に及ぶ長期の計画となりますので、将来、朝霞市で市民緑地制度を活用する可能性があるものですから、「新規」として入れております。

現行の計画では、このメニューを入れておりませんでしたので、将来にわたる長期の計画としては、国が掲げる重要なメニューに関しては、入れておいた方が良いということで入れさせていただいております。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほかに、何かありますか。

増田委員。

○増田委員

「みどりの将来像」について、資料1では、今までのアンケートと…前年度からの課題や朝霞市のみどりの分析等を踏まえてバランスよく評価して、視点と構成案と示されていると感じます。

今まで、市の「みどりの将来像」ということがぼんやりしたものであったと思うのですが、それがすごく可視化されてきたのかなというふうに資料を見て思いました。

構成案の資料2の方で体系の中にある項目が、やっぱり共生ということを考えると、人間の視点からの施策が多いのかなというのを感じていて、将来像とか持続可能なということを考えると、水も土も光も綺麗なものでなければ、人間に返ってくるものですし、人間もみどりに育てられていることを考えると、そういったことを子供たちなり多くの人に知ってもらう必要があるのかなというふうに思います。

やはり、人が心地良いという部分が示されているものが多いのですが、みどりとして、朝霞市ってどうなのかなというか、朝霞の土が綺麗なのかなとか、水が綺麗なのかなとか、そういった視点での教育というか、SDGsにつながるような項目が少しあってもいいのかなと思いました。

教育に関しては、点在して入ってはいるのですが、自然科学に関するような教育というような柱立ではないのですが、やはり長期の計画ですので、そこを少し考えていただきたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○古賀会長

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

本日の資料2の1ページですね、「基本方針」と「実現のための政策の方針」の間に「みどりの指針」というのを構成として入れさせていただいております。本日の資料には、この「みどりの指針」というのは御提示しておらず、次回、御提示する予定でおります。

今、増田委員の御指摘にあった、土はどうか、水がどうかといったようなことは、これまでグリーンインフラの解析で深掘りしてまいりました。例えば都市公園をつくるといったときも、生物多様性にも配慮したいですし、流域の治水に貢献するような都市公園でもあっていいと思います。

施策の方針にグリーンインフラに関する考え方を盛り込むことも考えられますが、グリーンインフラに関する考え方は施策の方針とは別に「みどりの指針」としてとりまとめたいたいと考えています。この「みどりの指針」の中の「みどりのチカラを上手に生かす指針」というのは、グリーンインフラの多面的な効用を発揮させるためにはどのようなことに配慮すべきか、といったことを記述するように考えています。

「みどりを支える仕組みの指針」は、施策を進めるためには、どんな連携が必要か、行政のサポートはどういったことを手厚くしたらいいか、といったような内容を記述します。

「あさかのみどりの魅力を楽しむ指針」は、日々の暮らしの中で市民がみどりに触れて楽しむことや、みどりの文化の普及にかかわる内容を記述します。朝霞市でもシティプロモーションが積極的に展開されていると思いますが、施策の方針の中ではなかなか表現しづらいような内容について、その「みどりの指針」の中で記述していきたいと考えております。

大変重要な御指摘、ありがとうございます。

○古賀会長

ありがとうございます。

高堀委員。

○高堀委員

「遊休農地の活用」で「景観作物の栽培促進」というのがありますが、この内容をお伺いしてもいいですか。

「施策の体系」の中の「1－2農地の保全」で、「遊休農地の活用」、「景観作物の栽培促進」。

○古賀会長

(3)の③ですね。

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課課長補佐

こちら、産業振興課の方で景観作物を配布していると思うのですが、そちらのものが現在やっているということで、「継続」といってお話で掲載しております。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

具体的に言うと、「景観作物の栽培」、すみません、私、初めて知ったのですが、こういった取組かお伺いします。

○古賀会長

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課課長補佐

景観作物、ちょっと細かい種類まではあれなのですが、コスモスだとかヘアリーベッチとか、土壌を柔らかくするような作物を配布して、また、景観にも良いような種子を産業振興課の方で農家の方に配布して、それで農地の保全に生かしているといったような施策になります。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

実際、それを植えられているんですか、種は。遊休農地だから遊休農地なんですけれども、その種というのは、実際に現場で活躍されているんですか。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

ちょっと数年前になってしまうのですが、根岸台の水久保公園という公園があって、そこは斜面地の公園なのですが、その上の部分でコスモスをたくさん植えてある畑が何段かあった記憶があります。ちょっと、直近ではごめんなさい、どこにあるかまでは把握してございません。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

ありがとうございます。

次に、「1－4公園の整備・管理」の「(1)公園の整備推進」ということで、「基地跡地公園の整備推進」という、この基地跡地公園というのは、つまり国有地の基地跡地という理解でよろしいで

しょうか。その整備推進というのは、今後どういうことを想定されているのかお伺いします。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

委員がおっしゃるとおり、朝霞の森の隣というか、あそこの基地跡のことになりまして、進め方といたしましては、「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」という計画がございます。まず、土地の用地取得の話からにはなるのですが、こちらの整備基本計画は、用地取得後の公園の整備についての計画となっております。今現在、シンボルロードは整備済みになるのですが、今まだ関東財務局の国有地となっているところの整備も、こちらで整備基本計画の方に記載してあります。具体的には、やはり自然を生かした、元々あるみどりを生かした公園整備が主な内容となっております。

以上です。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

私、その計画案も存じていますけれども、合わせて大分遅れているというのもあると思うのですが、結局、遅れているどころか前に進んでいない状況かと思うのですが、今後、市としての取組、方向性は、どう取り組んでいくのか。かなりハードルが高いと思うんですけども、お伺いします。

○古賀会長

松下課長。

○事務局・松下みどり公園課長

今の基地跡地の関係ですが、基地跡地の購入に関しては、すいません。今、我々のみどり公園課の方ではなくて、要は政策サイドの方にはなってしまうんですけども、ただ、我々も当然公園整備に向けて動いていかなければいけないという思いはありますが、ただ、基地跡地の用地の取得の方が一番でございますので、もろもろの動向を見ながらの整備の内容について考えていくという、そういう順番にはなってきますので、という状況でございます。すいません。

○古賀会長

高堀委員。

○高堀委員

それから、この施策の体系の中で、「市民農園の推進」が二つ入ってるんですね。1と2で。この市民農園というのは、今後どういうふうな位置付けというか、増やしていくのか、拡大していくのか

かお伺いします。

２－２です。

○古賀会長

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

本日は、この「施策の体系」というのが、基本理念から基本方針を介しツリー構造としてこのような体系で検討していることを御提示させていただきまして、その中に施策のメニューがこれだけ入ってくるということです。実は、施策の一つ一つの詳細な中身については、今現在、庁内で調整しながら進めているところです。その御議論については、大変申し訳ございませんが次回を想定しています。工程表にも次回が施策の方針とさせていただいておりまして、次回、出させていただければと思います。

市民農園については、アンケート調査の結果等から、やはり自然とのふれあいとか農との触れ合いを求めているというのが分かったため提案しております。しかし、その市民農園を次々と開設することも簡単にはできませんので、どのように進めていくか、課題にどう応えていくかということ具体的に詰めていくのをこれから行い、次回の会議で皆様に御提示できればと思っております。

○古賀会長

よろしいでしょうか。

田島委員。

○田島委員

すいません、大変恐縮なのですが、何か市議会を傍聴しているような雰囲気なのですが、皆さんいっぱい出ているので、多くの方の御意見を発言してもらった方が、私は良いと思うのですが。

先ほど、農地の問題、農業ですね。農業って後継者の問題とか経済的な問題とか、恐らく農業というのは、少子化問題と同じようにそんなに簡単に結論が出る話ではないと思うんですよね。朝霞市だけでどうこうできる問題でもないし、これは正に行政、それから税制とかいろんな面でやっていかないといけない問題ですから、朝霞市でこの場でどこまでできるんだろうかと、そんな結論を出せ出せと言われても、いや大変じゃないかなというふうに思いました。

話は戻りますけども、資料の３ページ目ですが、「みどりの担い手の育成と連携」というところ、私の感覚の違いかもしれませんが、何かトップダウンという感じがするんですよね。私は、常々やっぱり高校生であるとか大学生、そういう若い方の意見をどんどんこっちから出向いて聴いてほしいなと思うんです。あるいは、子育て世代の若い方とか、そういう方の話を積極的に聴いていかなないと、これからはそういう方が、朝霞市もそうですけども日本を担っていくわけですから、そうい

う方のお話を積極的に聴いてほしいなと思います。

それから一方、やっぱり小さな子供であるとかお年寄りだとか、そういう方については、特にお年寄りの方というのは、話し相手がほしいんですよね。私も今、団地関係で少し仕事をしていますが、やっぱり何も話さない方って結構いるんですよ、家に閉じこもって。そういう方が、例えば私は黒目川をすごく強調しますけれども、黒目川にそういうちょっと集まって気楽に話し合えるようなテーブルでもあれば、私はすごくいいなと思うのですが、正直、黒目川はちょっと歩きにくいし、今もまた草が生えてきていますけれども、とにかく黒目川を何とかしてほしいなと。

これも私の意見は違うと思うんですけども、ちょっと私、端的に言って総花的だなと。そうではなくて、私個人的には、黒目川をもっと朝霞市の本当のアピールできるような、しっかりやってそこに人が集まる、そういうことがすごく大切ではないかなと思っています。何か一つ、アドバルーンじゃないけれども、何かそういう大きな柱がないと、これは全部やると費用的にも、恐らくどこまでできるか、皆さんどう思っただろうか分かりませんが、なかなか難しい問題ではないかと思います。やっぱりフェーズをあれしてですね、段階的にやっていかないと、それを中継というかマスタープランの中でやっていかないと、実現が結構難しいのではないかと思います。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

鈴木委員。

○鈴木委員

朝霞県土整備事務所の鈴木です。

今、田島委員から黒目川のお話をいただきまして、毎回熱い思いを御意見頂いて、本当にうれしいところでございます。

黒目川、本当に皆さんに御利用いただいてですね、ただいまも景観重点区域のところですかね、ちょうど東上線の上流ですが、市の協力をいただきながら遊歩道の整備、歩きづらいというものを解消しようとして整備の検討、地域の方々等も入ってですね、今させていただいております。

というところでございまして、それをちょっとこの資料の方と見比べるというか、重ね合わせさせていただいたところなのですが、特に、この各施策の部分につきまして個別でいろいろあるのですが、例えば1番の中の「道路・河川のみどりの育成」というところで、今その黒目川の話も、例えば1-5の(1)の②「桜並木の計画的な整備更新」というのも少し絡んできたり、(2)「ウォークアブルな空間整備」ということは正に今、散策路を整備どうしようかというのを一緒に御議論、市とさせていただいております。

一方、その後どうやってつないで、そのみどりをずっと続けていくかというところでは、次の3枚目のですね、2-1の「みどりの担い手の育成と連携」というところでは、(2)の①「担い手のマッチング」ということで、地域で活動されている団体の市民の方々が、今議論している中では、そういった担い手になりたいという声も聴こえてきておりますし、また、それが出来上がれば、3の一番下の3-2のところにある「みどりを楽しむ」というところとか、「みどりのイベントへの参加」、そしてまた「みどりのボランティア活動への参加」と、この次の段階になると思うのですが、この個々の施策がふくそうするところが必ずあって、それをいかにふくそうしてうまくつなげて達成するかというところになるのかなと、実際、今やっている作業の中から思いまして、今後、まとめていく上で御配慮いただけると、より良いのかなと感じた次第でございます。

あともう一点ですが、資料1と資料2の方がつながっているわけですが、その中で、資料1の1枚目の「キ。」の「エコアップや都市気象の緩和等に貢献する」というところがありまして、「都市気象」という言葉、ちょっと見たりすると「都市機構」という言葉も結構多く使われていて、都市気象がいいのか、都市機構があつて…ところまでは適切なのかちょっと判断しかねたのですが、要は、多分まちなかのヒートアイランドとかそういったものへの課題かなと思っております。

最初の課題整理でも、温度がどう違いがあるのかいろいろ整理されていたと思いますので、それがこの資料2の体系の方に、これがどういうふうにつながっているのかなというのがちょっと見えづらかったところがあつてですね。ヒートアイランドのところでは日陰、木陰ということで、樹木とか緑地というのは多分つながっていると思うのですが、もう少し何かヒートアイランドにダイレクトにつながる施策というのがちょっと見えづらかったのですが、その辺ちょっとどういうふうにお考えされているのか、お伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○古賀会長

ありがとうございます。

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

「みどりの指針」の中の「みどりのチカラを上手に生かす指針」、この中に水循環ですとか地球温暖化防止に貢献するとかですね、いろんなメニューを設ける予定で、その中にヒートアイランド抑制の項目を設けようと考えております。

昨年のみどりの解析で、水面があると冷える、高木があるとそこは緑陰ができるので冷えるというのが、温度とグリーンインフラの各タイプとの回帰分析によって明らかになり、式もできております。まちなかにおいては、やはり、小さな水面ですとかせせらぎなんかがあってもいいと思います。しかし、水の施設はなかなかお金がかかるので、一般の民間の開発なんかでは、高木の植栽を

進めていただいて緑陰を設ける。ただ、そのときに配植が重要になります。建物、例えばビルの北側にいっぱい配植しても、それは余り効果がないとか。できるだけ日照時間の長い南側に配植すると都市を冷やす、ヒートアイランドの抑制効果が高いとか、そういったような、同じことをやるにしても、こういったことを配慮すると効果が高いといったような配慮指針を、この「みどりのチカラを上手に生かす指針」の中に盛り込んでいくと。

ただ、これはお願いですので、具体的な施策の内容は調整して検討したいと考えております。

○鈴木委員

ありがとうございました。

○古賀会長

ほか、大丈夫でしょうか。

大貫委員。

○大貫委員

すいません、全体的なまとめ方とか進め方の…になりますけれども、これをまとめていく上で、行政が主導してやっていくことって、割と行政主導なのでやっていく道筋が見えるのですが、ここに書かれている施策のところで、例えばこういう制度がありますよとか、こういう補助金がありますよというのは、確かに重要なかもしれませんが、恐らく待ちなんですね。市役所は、ありますよと言っただけで、そこをどう進めていくかというのは、市民の方が自分で判断してくださいという形になってしまうので、ここの資料2の補足のところに、ちょっとそこら辺の、どうアプローチしていくかというのがちょっと書かれてる部分もあるかと思いますが、ちょっとそこら辺を、特に制度、補助金みたいなところは、どういうふうにしていくのかというのをこの中に入れていただきたいというのが私の要望です。

話が戻ってしまうのですが、先ほどの農地の保全とかの話になれば、相続が発生したというのを一番先に知るのは、市役所なんですね。私の父親も2年前に亡くなって、農業ではないのですが、届出をするとかいう手続がありますよとか、こういう相談が必要だったらこういうところに窓口がありますよという紙を頂きますが、そういうところに農業従事者のための相談会とかがあるんだったら、ちょっと案内をちゃんと入れて、市民の方がそこに問い合わせできるような制度を作ったらどうかというのの一つ。

その後、そういうことが行われないと何が起こってくるかというと、不動産登記をすると不動産会社からすごいダイレクトメールがいっぱい来ます。土地を売りませんか、貸出しませんか。そういうところに行ってしまうと、どうしても、結局利益追求で農業をやめて、何か事業用地としませんかという話になってしまうので、先手必勝ではないのですが、そういう情報があつたときに、

農業従事者の方がいろんな選択肢があるということがちゃんと分かるような場を設けることをPRしていただきたいというのは、希望です。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

藤井委員。

○藤井委員

すいません、今日ちょっと遅れてしまいまして申し訳ありません。

先ほど田島委員がおっしゃっていた、ソフトの方の「みどりの担い手の育成」とかというところで、ボランティア団体の活動とか担い手のマッチングというのが、特段的ではないかとおっしゃられていたところで、市のこうした資料の中にあると、特段的に進められているのかなと見えるのですが、実際は、ボランティア団体、緑地保全とか川の環境保全とかも、市民の方でグループを作っている人たちもいまして、そこに大学生たちのグループ、大学の先生がゼミの生徒たちを連れてきたりとか、あと、小学校に出前授業、出張というか川の授業を小学生の皆さんに毎年行っていたりというのもありますので、そういったことももうちょっと、人手が足りていないというのもあったりして、余り知られていないかもしれないんですけど、そういった活動もありますので、それは、市民の方で市に働き掛けたりというのもあるので、もし、よろしかったら田島委員も是非、里山の緑地保全活動をやっていますので。あと、黒目川もその活動団体と一緒に川のグループ、草刈りとか、本当に年間で限られているときだったりするのですが、やったりしていますので、そういったところを一緒にやっていただけたら、もうちょっと広がるかなと思います。是非、来てみてください。

川沿いが歩きづらいというところも、確かに皆の憩いの場所になるというのがいいと思うのですが、整備されすぎて、今、浜崎黒目橋ですか、あそこはすごくバーベキューで集まる場所にすごくいい感じになっていると思うのですが、集まりすぎてちょっとごみがすごくなっていたりということもあったりするのですが、もうちょっと散歩する人たちとか、普段に使うような場所にするために整備としては、私もベンチがあったりとか、ちょっと座ってお話できたりするような場所になるといいなと考えています。

○古賀会長

ありがとうございます。

堂本副会長。

○堂本副会長

今、黒目川の話が出たのですが、多分、黒目川に関しては、本当に川に関心のある市民グループの方々が、結構長い時間を掛けて、県の朝霞県土整備事務所の方々とやり取りをして今の状態があつてですね、そういった意味では、全国的にも非常に注目されている川なんですよ。

一方で、にぎわいというのはすごく良いことなのですが、にぎわいすぎると、朝霞の黒目川の良さを失いかねないこともありますので、その辺は十分検討して、こういった中で施策の中に入れていただきたいなと思います。

私からすると、今でも十分すばらしい川なので、少なくとも子供たちが、まちなかで身近で行ける水辺環境としては、首都圏でも有数のエリアなんですよ。そのことが、なぜそうなっているかということを構造的にもちゃんと考えていただければなというふうには思います。

それと、先ほどちょっと今後指針の中という話があつたので、そうなのかなと思っていたのですが、個別施策の中でぱっと見たときに、「みどりの将来像」の中の基本方針でみどりの質を高めるといふのがありますが、個別施策でどれが「高める」なのかなと見えづらいのですが、それ自体は、その前の段階の、例えば「緑のチカラを上手に生かす指針」という中で書き込んでいくということになるのですか。要は、その辺が施策の中ではちょっと見えづらいなというふうに、私自身は思いました。

それと、先ほど朝霞基地跡地のお話もあつたのですが、私は、今回の「みどりの基本計画」の中で、それは国のものかも分かりませんが、朝霞にあるものですから、相当この計画の中で、これがほしいんだと、無償で譲渡して欲しいという熱い思いで書き込んだ方が、逆に言えば、そうしないと多分残せないと思うし、朝霞市がそれほどお金出せないわけですから。国としては、方針でネイチャーポジティブなんて言っているわけですから、朝霞のネイチャーポジティブを実現するんだったら、朝霞の基地跡地をくださいと。自然の質を高めますよというぐらいの考え方をぶつけるぐらいの基本計画であつてもいいのかなというふうに、私は思います。そうしないと残せないと思います。そこは、かなり踏み込んだ書きぶりになると有り難いなということと。

それと、先ほど高堀委員や大貫委員がおっしゃっていたように、やはり朝霞の農的環境を残すのは、施策だけではなく、市民も相当意識していただかないと。これは、「みどりの基本計画」ですから易しい言葉で書かれていますし、親しみやすい言葉で書かれていますのですが、市民もそれなりの覚悟をしないと残らないですよと。

本当は、市民はみどりを享受する消費者だけではなく生産者で、生産者といっても決して農業でなく、みどりを作り出す、維持する生産者であるということをですね、やはりこの中で、みどりを、暮らしを楽しむというのは、単に楽しむのではないですよということ、それなりの汗を

かかないと、汗をかいて楽しむみたいな何か、危機的な状況にもあるんだということを、やはりどこかに分かるような書きぶりはあってもいいのかなと。

要するに、市役所任せでは絶対残りませんよということを入れ込んでいただければなど。なかなか難しいことを言っているのですが、でも、そうしないと伝わらない部分というのは、いっぱいあるのではないかなというふうに思いました。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、大丈夫でしょうか。

それでは、議題（２）まで終わったという形で、では、質疑もここで閉めさせていただいて、ほかに何かあれば、最後にもう一度伺いたいと思います。

◎２ 議題 （３）グリーンインフラの地域別カルテについて

○古賀会長

それでは、「議題（３）グリーンインフラの地域別カルテについて」、事務局から説明をお願いいたします。

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

議題（３）に記載のグリーンインフラの地域別カルテにつきましては、今後、施策の方針や地域別の計画を検討する際に、その検討材料となるものです。

この内容については、今、目下作成中で、次回の会議にて御提示して、各地域においてこういったところに力を注いで計画を展開したら良いかといったところを、また御議論いただければと思います。

先ほど、田島委員から総花的という御指摘もございました。これは、「みどりの基本計画」制度が創設されて以来の計画策定の悩みでございます。落ちがあってはいけないというところもある一方で、メリハリも必要だというところは、昔から御指摘のあるところでして、今日、田島委員から御指摘のあった部分を十分踏まえて、今後検討していければと思います。

そのために、地域別カルテというものを皆さんに御覧いただきながら、それぞれの地域で、どんなことが特に個性的な課題なのかというところを御理解いただいて、御助言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○古賀会長

議題（３）については、以上の説明のようですが、何か御意見等あればお願いいたします。

大橋委員。

○大橋委員

先日、都市計画審議会の方のまちづくりサロンにも参加させていただいて、正に、このグリーンインフラの地域別カルテということで、地域別でまちづくりに関してですが、課題とか市民の方々から意見がたくさん出たと思うんですね。なので、その中でまちづくりに関しても、みどりのことについて、かなりたくさんの課題とかこうしてほしいという希望は出ていたと思いますので、その辺をうまく抽出していただければと思います。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見等ありますか。

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

ちょっと緑化推進会議の方でまちづくりサロンに出られていない方もいらっしゃるのですが、あれなのですが、私も出まして、特に黒目川に対する熱い思いを持っている市民の方がすごくいらっちゃって、私も子供の頃から住んでいるので、その気持ちは一緒なのですが、その辺を「みどりの将来像」、「朝霞らしいみどりを みんなで育み暮らしに生かすまち」というところに集約できていればと思います。個別施策のところは黒目川をどうこうという、基本施策とかには具体的には出ていないのですが、黒目川のイベントですとか、そういったイベントの発信ですとか細かいところ、黒目川に関連することというのは施策の中に散らばっていると思いますので、その辺を基本計画の中で皆さんの思いが拾えて、今後計画できればと思います。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますか。

田島委員。

○田島委員

ちょっと教えてもらっていいですか。市民の皆さん、私もそうですけども、黒目川にはすごく関心を持っておりますけれども、ネットで黒目川を見ますと、ものすごくいっぱい書き込みがありまして、黒目川が大体17キロメートルだというのは初めて知ったのですが、17キロメートルとした場合、そのうちの朝霞市は何キロメートルになるんですかね。急ぐあれではないので、分かった

らまた教えてください。

ネットを見ていますと、随分前だと思うのですが、黒目川を兩岸と底をコンクリートにするという話があったらしいんですよね。どなたか知りませんが、川底をコンクリートにするのはよくないだろうということで、それは何か取りやめになったみたいなのですが、そういうことが正に緑化推進会議の役割じゃないかなというふうに、ネットを見ながら考えました。川底をコンクリートにするのをやめなさいというふうに言った方は、すごく見識があるなと思って感心いたしました。

すいません、以上でございます。

○古賀会長

鈴木委員。

○鈴木委員

今の田島委員からの御質問ですが、距離ですが、朝霞県土整備事務所として管理している距離というのは、10.7キロメートル。17キロメートルまでだと、もしかすると東京都も入っていたのかもしれませんが。埼玉県区間とすると10.7キロメートルなので、そのうち朝霞と、その上流側というとはほぼ新座市なのですが、ちょうど国道254号線があるところが、新座大橋というのがあるのですが、あの辺がちょうど朝霞市と新座市が右岸左岸で入り組んでいる区間になっていて、おおむねそこまでで、新河岸川の合流点から5キロメートルぐらいだった記憶があります。ですから、約半分が朝霞市、その上流約半分が、新座市というイメージの状況になっています。

あと、河床をコンクリートにというお話もちよっと出ましたが、特に今、河川整備をする上で、コンクリートに全部すると、よく東京都なんかですとそういうのがありますが、今のところ埼玉県区間で全部コンクリートというのはないのですが、どうしても流速、勾配がきついで河床が現れてしまうというのが現象としてあります。それを防ぐために、部分部分をそういったコンクリートで河床を固めて、どんどん下がらないような対策というものは、所々されているというふうに御理解いただければと思います。

○古賀会長

ありがとうございます。

高堀委員。

○高堀委員

黒目川のお話が出ていたと思うのですが、私が小さい頃は、意外と逆に汚くてですね、ある大きな食品工場から、スパゲティだとかお米を洗ったとぎ汁がそのまま流れていて、その近くに私は住んでいたのですが、今見るとやっぱり市民の方の努力で、かなり綺麗になったのかなというふうに見えています。

それで、非常に残念だなと思うのは、日本人ではないと思うのですが、マナーが悪い外国の方というのを、私よく散歩するので、たまに見るんですね。例えば溝沼郵便局の辺りで川の中にバーベキューのコンロを入れて、川の中でバーベキューをやっていたりだとか、あるいは、そこの中に入らなくても、川辺でバーベキューが終わった後の炭を川の中に投げるとか、これは、僕の奥さんが動画で撮影して私にくれたのですが、先ほど藤井委員からも、川の近くの階段のところでマナーの悪さがあるとか、ごみそのままになっているとか、そういうマナーに関しては、ここには書き込めないと思うのですが、この辺りのことをどう対応されるのかなと。多分、日本人は、ある程度道徳的なところがあるのですが、もちろん悪い方もいますが、今、外国の方が非常に増えてきている中で、どういうマナーの管理をその後にやっていくのか、お伺いします。

○古賀会長

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

マナーの問題なので、すごく難しいと思います。やはり、こうやっていろんな計画で携わって愛着がある、人流がある、人目がある、そういったところで抑止。やっぱり皆さんが大事に、今たくさん出されたように、黒目川は大事だよね、ちょっとそういうマナーの悪い人がいると、それはいけないよねという、そういう目が、やっぱりそういう人たちを淘汰できるのかというところで、ただ、計画にはそれをダイレクトには書けないと思いますし、書いたところでいうところはあると思うのですが、それを少しでも、やっぱり綺麗なもので、さすがにごみを置いたらちゅうちょするという、そういう空気感が出ればなんと、すいません、個人的な見解になってしまいますけれども…。

○古賀会長

堂本副会長。

○堂本副会長

マナーのことであれなのですが、私は、北本の自然観察公園の指定管理者の責任者をやっているのですが、ちょうど今、ヘイケボタルが最盛期なのです。都市公園ですけど、ホタルが出ているエリアは明かりはありませんが、ホタルの発声期間は、懐中電灯をつけないでくださいとお願いしています。これをやり始めて良く見れるようになったのですが、当然、出だしの頃は、そのマナーを守っていただけない方が多かったのですが、先週土曜日、もう五、六百人ぐらい来てましたけれど、1人もいなかったんですよ。

もちろん、公園の入り口でガイドという形で5分間、マナーとか生き物のことを伝えるのですが、それを聴かない人もいます。でも、そういう方々も、周りの方々が電灯をつけてないですか

ら、ここはそういう所なんだねと理解されています。そういう会話をしている人が何人もいました。ですから、やっぱり少しずつ積み上げていって、そこはもうそういう空間なんだということを浸透させていくとていうのが、結構大事かなというのは、今、実感しているところです。ちなみに、平日行くと、綺麗なホテルがいっぱい飛んでいますので、是非どうぞ。

○古賀会長

ありがとうございます。

鈴木委員。

○鈴木委員

直接管理している朝霞県土整備事務所でございますけれども、毎回、河川をパトロールして、またいろいろ皆様からの通報とかもあって、ごみを撤去しに行ったりとか。黒目川に限らず、やっぱり柳瀬川とかもバーベキューというニーズが非常に高く、その後、綺麗にしないでいるとか、川の中の通路の上でバーベキューをやるとか、通れないじゃないかという苦情があったりですね、その辺のマナーに関するところは、やはり多々ございます。

状況によってですが、小さい看板、手作り看板ですけれども、そういったものを用いて道路上でバーベキューをしないでくださいとか、ごみは持ち帰ってくださいというような、余り大きい看板ではないのですが、そういうのも対応はしています。

ただ、やはりその人以外はやらないでしょうけど、その人はまたやる可能性もあったりしてですね、やはり皆様が利用されていけば、そういった目線で目が、視線が来ればやりづらいというところもあるとは思いますが、そういった意味からすると黒目川というのは、皆さん散歩利用とか、皆さんの目が光っている川なのかなとは思っております。引き続き、そういった目線も含めてですね、利用していただいて、ごみ捨ても減っていただければなと思っております。よろしくお願いします。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

藤井委員。

○藤井委員

私も、先ほどのごみ捨てに関して、高堀委員がおっしゃっていたことですね、この時期は特に人が集まるときなので、みんなやっぱり水辺で遊ぶというのが楽しいと思うので、楽しい場所だからこそ、集まってきてごみを出してしまうというのがあると思うんですよね。それを私も懸念してまして、私も何度か声を掛けたことがありまして、川に入っているときに、その側でやっている方

たちに声を掛けて、外国人とおぼしき方たちを連れてきた会社の人とかというのもお話したことがあるのですが、ごみは捨てちゃ駄目だよ、僕たち持って帰るよ、ちゃんとというお話をされてましたし、花火の跡とか、花火をやった後のごみが残っていたりということが結構ありまして、それは多分若い子たちと勝手に決めちゃ駄目なんですけど、そうだろうなと想像したりするんですね。なので、日本人はマナーがいいとか、外国人だから汚すということでもないと思うのですが、その国で、結構こんな綺麗にしないで大丈夫みたいな使い方をされていた方もいるかもしれないのですが、やっぱり皆さんがおっしゃっていたように、周りでみんな綺麗に使っていくように、みんなが大事にしていけば、そうなんだなというのは、マナーというのは、周りを見て分かっていくものだと思うので、そうやって覚えていっていただけるといいなと思います。

あと、川底のコンクリートに関して、2000年前後に、先ほど田島委員がおっしゃっていたことですね、黒目川でいろいろ活動してる人たちが、県土整備事務所と国の国交省にですかね、働き掛けて、コンクリートにしないで、川を自然の形に戻してほしいということを要請して、今の形になったとお話はありました。そこからやっぱり、朝霞の黒目川というのも、工場排水とかがだんだん減っていったということとも関連して、すごく綺麗な場所になっていったというのを聴いています

やっぱり、そこを大事にする市民の人たちと、そこを守る県土整備事務所の皆さんというのも一緒にやっていて考えていただいていることですので、民とか官とか関係なくというか、一緒に活動できることがすごく良いことだと思います。この委員会でお話できた方にも、一緒に活動をしていただきたいと思います。何度もスカウトみたいになっちゃってすみません。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

増田委員。

○増田委員

今ちょっとマナーの話みたいになってしまっていますが、結局は、ごみを捨てたり、人がすることがどんな影響を自然に及ぼすかというところのやっぱり教育というか認識というか、そういうところが根本だと思うんですね。ごみを捨てたらどうなるのか、自分たちが汚水を流したらどうなるのか、そういうところを知っていれば、それをしなくなるというふうに。ごみ捨てをしないとか、これは良くないから駄目ではなくて、自分たちがすることの意味をそれぞれが分かれば、しなくなるような仕組み作りで自然をつなげていけたらいいのかなということで、先ほど質問しましたけれども、それは、「みどりのチカラを上手に生かす指針」ということで、今後、示されてくれるという

ことなので、是非、今後お願いしたいと思います。

今、グリーンインフラの地域別カルテについてだったと思うのですが、この地域別カルテに関しては、すごく期待ができることなのかなと私は思っていて、地域の特性とかを把握して、それに伴ったグリーンインフラを展開していくと、それこそ朝霞らしいものが出来上がるのかなというふうに思っています。

各地域にどのような世帯が住んでいるのかというのも、追々組み合わせてやっていっていただいたり、あとは土日とか祝日の人の動き、どの地区に行くのか、それとも朝霞から出てしまうのかとか、カインズがあるから行くのかとか、公園があるから行くのかとか、そういった人の流れがちょっとつかめると、またそのみどりに関しての地図も広がっていくのかなと思いますので、それは今後という形にはなると思うんですが、お考えをいただきたいなというふうに思います。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほかに、よろしいですか。

それでは、質疑等ないようですので、議題（１）から（３）について、本日の審議会での議論を踏まえ、必要に応じて資料等の修正を事務局をお願いします。

会議終了後に、何かお気づきの点や言い残したこと等があれば、質問票を事務局まで提出をお願いいたします。

◎３ 伝達事項

○古賀会長

続きまして、次第の「３ 伝達事項」について、事務局から説明をお願いします。

四方田補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

皆様にですね、６月２３日付けで朝霞市みどりの基本計画に係る朝霞市基地跡地見学会のお知らせ、通知の方を出しましたが、皆さん届いていますでしょうか。大丈夫ですか。結構、郵便が遅れていたりとかするみたいで。

今回、前々からこの「みどりの基本計画」に関連の…基地跡地に入りたいという皆様の御要望を受けまして、財務省関東財務局の方と協議させていただき、今回、特別に入らせていただくということになりました。

通知の中でも書かせていただきましたとおり、ちょっと写真は不可で、計画のために立ち入るということを皆さん御承知おきいただきまして、７月１１日、午前９時に総合体育館前の信号の側に基地

跡地の門があるのですが、そちらの方に御参加の方はお集まりいただければと思います。

中も、一応皆さんに歩いていただくところは舗装されている道路の範囲内で、職員が案内させていただきますので、通知の方にもいろいろと何か長袖長ズボンとか、長袖長ズボンはできればお願いしたいなと思うのですが、そんなに足元が悪いところではないです。ただ、やっぱり虫に刺されたりとかそういったところの心配がありますので、あと暑さ対策ですね、飲み物を御用意いただいて、まだ出欠をいただいてない方がいらっしゃると思いますので、7月7日までに、本日お帰りのときでも構いませんので、出欠の御連絡をいただければと思います。

目的が、「みどりの基金計画」ということで御了解いただいているということをお承知おきいただきまして、中の見学をしていただければと思います。私たちもちょっと下見だけさせていただきまして、やはり人の手が入っていないということなので、皆さんそれで関心が高いところなのですが、楽しみにしていられる方もいらっしゃると思いますが、よろしくお願いします。

○古賀会長

ありがとうございました。

本日の議事は、全て終了しました。

本日は、やはりみどりと農というところで、かなりいろいろとありましたけども、その部分というのは、元々田畑が多かった朝霞にとって重要な部分でありますので、やはり農の位置付けをみどりの中でどうするかというものも、やはりこの会議の中である程度位置付けて、やはり農の方に返すべきかなと思いますので、今後とも皆さんと議論を重ねていきたいと思います。

それでは進行、を事務局にお返ししたいと思います。

よろしくお願いいたします。

◎4 閉会

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、以上をもちまして令和7年度第1回朝霞市緑化推進会議を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。